

改正フロン回収・破壊法（平成１９年１０月施行）

■解体工事

元請け業者「特定解体工事元請業者」

当該建物等フロンが入っている機器があるか事前調査

▽

発注者に「書面(事前確認書)」で説明

発注者はフロンを回収・運搬・破壊をするための費用を負担

発注者は、フロン類回収業者(都道府県知事に登録している業者)に委託してフロンを抜いてもらいます。

▽

フロン破壊業者(経済産業大臣、環境大臣の許可業者)

抜き終わったフロン類を引き渡す。

フロンは発注者が直接引き渡すが原則ですが、解体業者が委託を受けて「フロン回収業者」に引き渡す場合、改正法では工程管理制度が導入されました。

この場合、発注者・・・・・・・・・・解体業者

(委託確認書) 交付 (「第一種フロン類引渡し受託者」)

解体業者(「第一種フロン類引渡し受託者」)

(委託確認書) 回付

▽

30 日以内(建物解体の場合は 90 日以内)に「引取証明書」を発行

フロン回収行程管理票価格表

種 類	単 価
① 汎用版	1 9 8 円
② 補足用	1 1 0 円
③ 推奨版	1 9 8 円
④ 再生・破壊管理票	1 1 0 円
⑤ シール	1 1 0 円

(一財)日本冷媒・環境保全機構の価格改定のため、令和５年４月１日より上記価格での販売となります。

ご注文は別紙、FAX にてお願い申し上げます。

改定日 令和５年４月１日

令和 年 月 日

フロン回収行程管理票申込書

住 所	〒		
会社名			
担当者			
電 話		FAX	
備 考	郵送を希望 する・しない		

種 類	希望数	備 考
汎用版	部	取次者が 2 社以上の場合使用
補足用	部	取次者が 3 社以上の場合に 汎用版と合わせ使用
推奨版	部	直接引渡し、又は委託（1 回委託） してフロン回収業者に引き渡す場合 に使用
再生・破壊管理票	部	
シール (未回収・1シート4枚組)	枚	

一般社団法人長崎県解体工事業協会

〒850-0862 長崎県長崎市出島町 5 番 1 9 号 1 A

TEL095-895-5935 / FAX:095-895-5936